

2020 年 4 月大企業、2021 年 4 月中小企業に新法施行！
実務対応待ったなし!!



～最高裁判決を踏まえた 同一労働同一賃金の実務対応～

同一労働同一賃金（労働契約法 20 条）が争われた 5 つの事件について、10 月 13 日（メトロコマース、大阪医科薬科大学）と 15 日（日本郵便・東京、大阪、佐賀）に最高裁判所が判決を下しました。
判断が示された待遇は、①賞与、②退職金、③扶養手当、④年末年始勤務手当、⑤祝日給、⑥夏期冬期特別休暇、⑦病欠時の賃金支払の 8 項目です。
最高裁の判断は、今後の賃金制度に多大な影響を与えます。
2018 年 6 月のハマキョウレックス事件、長澤運輸事件に加えて、今回の 5 事件の最高裁判決により、同一労働同一賃金の解釈・対応が概ね固まりました。
既に同一労働同一賃金対応を完了している企業も、最高裁判決を受けて再検討する必要があります。また、中小企業は 2021 年 4 月の新法施行に向けて準備を進めていかなければなりません。

そこで今般、アクシス法律事務所 弁護士 金子恭介 氏 を講師に迎えて、「最高裁判決を踏まえた同一労働同一賃金の実務対応」をテーマとして講義いただきます。

最新の最高裁判決の解説に加えて、同一労働同一賃金の基礎知識、新しい有期パート労働法の解説、待遇毎のポイント、定年後再雇用問題、説明義務対応、待遇差是正の方法など、同一労働同一賃金の実務対応を詳細にお話し頂きます。

ぜひご参加下さい。

日 時 2020年11月25日（水）
14：30～17：30

開催形式 会場 ・ オンライン(ZOOM) ←どちらかをご選択ください

会 場 からすま京都ホテル 3階 『瑞雲の間』
(〒600-8412 京都市下京区烏丸通四条下ル二帖半敷町 652)

講 師 アクシス法律事務所 弁護士 金子 恭介 氏

一般社団法人

受講料 会員 9,900円(消費税込み)
 会員外 16,500円(消費税込み)

申込要領

- ◇問合先 ・ 京都経営者協会 事務局(担当:石垣・保利)
 TEL 075-205-5417 / E-mail horim@kyotokeikyo.or.jp
- ◇お申込 ・ ホームページより、オンラインフォームで申込みいただくか、
 下記申込書をFAX(075-205-5077)にて、お送り下さい。
 請求書をご送付いたしますので、お振込み願います。
 (その際、振込み手数料はご負担願います。)
 ※受講当日までに請求書が届かない際は、事務局までご連絡ください。
 ※お申し込み後の参加取消しは参加費を申し受けますので、代理の方の
 出席をお願いします。



- ◇ご参加にあたって **※会場でのご参加の場合**
 ・ 参加証は発行しておりません。直接会場へお越しください。
- ※オンラインでのご参加の場合**
 ・ 必ず、ご受講の方のメールアドレスをご記入ください。
 後日、担当よりメールにて当日の受講のご案内詳細をお送りいたします。

(一社) 京都経営者協会	(同一労働同一賃金の実務対応)	受講申込書
--------------	------------------------	-------

ご記入の上、FAXにてお申込み下さい。 申込日： 月 日

貴社名：			
連絡窓口	〒		
	TEL	FAX	
	お名前	部署・役職	
	E-mail		
受講者 部署・役職	受講者 お名前(フリガナ)	ご受講方法	受講料
		会場・オンライン	会員 9,900円 会員外 16,500円
メールアドレス：			
		会場・オンライン	会員 9,900円 会員外 16,500円
メールアドレス：			
		会場・オンライン	会員 9,900円 会員外 16,500円
メールアドレス：			
受講料合計金額			円

※ご記入いただきました情報は、参加者名簿を作成し、講師にお渡しすると共に、講座の出欠確認、当協会主催事業のご案内に利用させていただきます。

⇒ 申し込み先 一社) 京都経営者協会 宛 FAX：075-205-5077